

## 【マレーシア】反いじめ法の制定

海外立法情報課 澁谷 由紀

\* 2026年1月13日、マレーシアにおいて、いじめの定義、教育機関等の責務、反いじめ審判所の設置、加害者及びその保護者の責務等を規定した2026年反いじめ法が制定された。

### 1 背景と経緯

マレーシアでは、サイバーいじめを含むいじめ (bully) に対処するため、2025年2月に刑法典 (Penal Code) が改正され、脅迫的、虐待的又は侮辱的な言葉や行為により嫌がらせ、苦痛、恐怖又は不安を引き起こす行為、個人識別情報の公開又は流通により嫌がらせ、苦痛、恐怖又は不安を引き起こす行為等が新たに犯罪となった (刑法典第 507B 条～第 507F 条)<sup>1</sup>。一方、近年では、学校におけるいじめが社会問題となり、子供をいじめから保護するための法の制定が求められていた<sup>2</sup>。そこで、「2026年反いじめ法」(以下「2026年法」)<sup>3</sup>が、2025年12月3日に下院で、同月16日に上院で可決され、2026年1月13日に国王の裁可を経て制定された (同月23日公布、3月1日に一部施行)。同法は、全64か条及び附則2編から成る。

### 2 2026年反いじめ法の概要

#### (1) いじめの定義

いじめとは、被害者に対して、継続的に又は深刻な単発事案の中で行われる故意の行為であり、物理的、心理的又は社会的害悪を与えるものをいう (第3条)<sup>4</sup>。2026年反いじめ法の保護対象者は、18歳未満の子供、教育機関<sup>5</sup>において教育若しくは養成を受けているあらゆる年齢の生徒又は対象機関<sup>6</sup>において収容、更生若しくは保護を受けている子供である (第2条)<sup>7</sup>。

#### (2) 教育機関等の責務

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年3月10日である。

<sup>1</sup> Penal Code (Amendment) Act 2025 (Act A1750). <[https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/2731052\\_BI/Penal%20Code%20\(Amendment\)%20Act%202025%20A1750.pdf](https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/2731052_BI/Penal%20Code%20(Amendment)%20Act%202025%20A1750.pdf)> 2025年2月25日国王裁可、同年3月7日公布、同年7月11日施行。刑法典では、いじめは明確に定義されていない。

<sup>2</sup> “Call for anti-bullying law renewed after death of Zara Qairina,” *The Borneo Post*, 2025.8.14. <<https://www.theborneopost.com/2025/08/14/call-for-anti-bullying-law-renewed-after-death-of-zara-qairina/>>

<sup>3</sup> Anti-Bully Act 2026 (Act 876). <[https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/3307125\\_BI/Act%20876%20BI.pdf](https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/3307125_BI/Act%20876%20BI.pdf)>

<sup>4</sup> いじめには、①被害者又はその所持品に物理的に被害を及ぼす行為、②被害者を虐待、脅迫又はおとしめる言葉の使用により、被害者の心理的ウェルビーイング (幸福度) に被害を及ぼす行為、③被害者を社会的に孤立させ、名誉を傷つけ又は被害者にとって敵対的な環境を作り出すことを意図した行為、④性別、人種、宗教又は障害を理由に被害者に屈辱を与え、又は差別する行為、⑤①～④のうち、電子的に行われる行為が含まれる (第3条)。

<sup>5</sup> 教育機関とは、公立校、政府補助校、私立校、中等学校であるマラ・ジュニア理科カレッジ (Maktab Rendah Sains MARA)、上級中等学校 (日本の高等学校1年生～2年生に相当) である王立士官学校を指す (第1附則)。これらの教育機関に大学等は含まれない。ただし、2026年までに、2026年法の保護対象者は18歳以上に拡大される見込みである。Mohamad Ezri b Abdul Wahab, “Malaysian Bar welcomes the passing of the Anti-Bully Bill 2025: A major step in protecting children and strengthening justice,” 2025.12.5. Malaysian Bar website <<https://www.malaysianbar.org.my/article/news/press-statements/press-statements/press-release-malaysian-bar-welcomes-the-passing-of-the-anti-bully-bill-2025-a-major-step-in-protecting-children-and-strengthening-justice>>

<sup>6</sup> 対象機関は、児童養護施設等の「安全な場所 (place of safety)」及び緊急に保護が必要な子供を受け入れる「逃げ場 (place of refuge)」、おおむね児童自立支援施設に相当する更生保護寮 (probation hostel) 及び認可学校 (approved school)、おおむね少年院に相当するヘンリー・ガーニー学校 (Henry Gurney School) である (第2附則)。

<sup>7</sup> 2026年法には、年齢、職業等、加害者の属性に関する規定はない。

教育機関等の管理者等に対し、①いじめの防止及び管理のための委員会<sup>8</sup>の設置及び維持、②いじめの防止及び管理に関する方針等の策定、③通報経路の確立等、④カウンセリングサービス等の提供、⑤研修の提供、⑥コンプライアンス基準の達成を義務付ける（第7条）<sup>9</sup>。

### (3) 反いじめ審判所 (Tribunal for Anti-bully) の設置

反いじめ審判所<sup>10</sup>（以下「審判所」）は、①司法及び法務職の公務員<sup>11</sup>の中から任命される審判所長及び副審判所長並びに少なくとも5名のその他の審判員で構成される（第26条）<sup>12</sup>。審判所は、次の場合、いじめに関する申立てを審尋し、判決を下す管轄権を有する。①当該事案が教育機関又は対象機関の監督等の下に生じ、委員会に申立てがなされたが、委員会が何らの措置を行わなかった若しくは申立てが適切に扱われなかった場合又は委員会に申立てがなされ、委員会が申立てを審判所に付託した場合、②被害者が教育機関の生徒であるが、当該事案が教育機関の監督等の外で発生した場合、③被害者が教育機関又は対象機関による監督等を受けていない場合（第29条）<sup>13</sup>。審判所が複雑な法的問題と判断した場合を除き、当事者双方とも、弁護士を代理人としない（第36条）。全ての審問は、非公開とする（第37条）。審判所は、当事者間の調停による解決を優先する（第39条）。審判所は、遅滞なく、また、可能な場合には、審問開始日から60日以内に裁定<sup>14</sup>を下さなければならない（第42条）<sup>15</sup>。

### (4) 審判所の権限及び加害者又はその保護者等の責務

審判所は、次の事項を命令する権限を有する。①審判を申し立てられた者（被審人）が、被害者へ謝罪すること、②被審人が成人の場合、被審人が、謝罪を公表すること、③被審人が、ソーシャルメディア・プラットフォーム等から関連コンテンツを削除すること、④被審人又はその保護者等が、被害者が支払ったいじめに起因する費用のうち合理的な額を償還すること、⑤被審人又はその保護者等が、いじめに基づく損害賠償として、25万リンギット<sup>16</sup>以下の賠償金を支払うこと、⑥被審人が、審判所が必要と考えるプログラムに参加すること、⑦被審人の保護者等が、子供である被審人とともに、カウンセリング等に参加すること（第43条）。

### (5) 公表の禁止

関係する子供の識別につながる情報を新聞若しくは雑誌に掲載し、又は電子媒体に送信した者は、5万リンギット以下の罰金刑若しくは2年以下の拘禁刑又はその併科に処する（第50条）

<sup>8</sup> 委員会の体制と方法については、教育大臣が定める（第8条）。

<sup>9</sup> 2026年法第3章「『1996年教育法』に基づく教育機関」、第4章「『1966年国民福祉評議会法』に基づく教育機関」、第5章「国防省管轄の教育機関」及び第6章「『2001年子供法』に基づく対象機関」は、所轄大臣又は設置根拠ごとに、①所轄大臣の権限、②教育機関等の責任、③いじめの防止及び管理のための委員会等について定めている。本節は、2026年法第3章の内容を例として記述した。

<sup>10</sup> 審判所は、特定の分野の紛争を扱う機関で、裁判所での裁判に比べ、厳格な手続を経ることなく安価に紛争を解決できる。

<sup>11</sup> 下級裁判所である治安判事裁判所の判事及び検事等をいう。V. Anbalagan, “Bar voices support to split Judicial and Legal Service Commission,” 2017.3.24. Malaysian Bar website <<https://www.malaysianbar.org.my/article/news/bar-news/news/bar-voices-support-to-split-judicial-and-legal-service-commission>>

<sup>12</sup> 審理は、3名の審判員から成る合議体によって行われ、合議体は少なくとも1名の女性を含む（第35条）。

<sup>13</sup> マレーシアの義務教育は、初等教育（標準修業年限6年）のみである（『1996年教育法』第29A条）。Education Act 1996 (Act 550, As at 1 July 2020). <[https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1677640\\_BI/001%20-%20Act%20550%20-%20Draf%20Bersih.pdf](https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1677640_BI/001%20-%20Act%20550%20-%20Draf%20Bersih.pdf)> 2025年10月28日、義務教育の中等教育への拡大を内容とする2025年改正教育法が公布されたが、未施行である。Education (Amendment) Act 2025 (Act A1770). <[https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/3144229\\_BI/Act%20A1770%20-%20EDUCATION%20\(AMENDMENT\)%20ACT%202025.pdf](https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/3144229_BI/Act%20A1770%20-%20EDUCATION%20(AMENDMENT)%20ACT%202025.pdf)>

<sup>14</sup> 裁定とは、付託された申立て等に関して下される裁定又は2026年法に基づき下される決定等をいう（第2条）。

<sup>15</sup> 2026年法は、審判所の設置時期を定めていない。

<sup>16</sup> 1 マレーシア・リンギットは、約38.9円（令和8年3月分報告省令レート）。